

平成23年5月10日（火曜日）

○議事日程

平成23年5月10日（火）午前10時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(東庄町国民健康保険東庄病院医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度東庄町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 7 議案第22号 平成23年度東庄町一般会計補正予算(第2号)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

- 1番 林 甚一君  
2番 鈴木正昭君  
3番 高木武男君  
5番 多田和弘君  
6番 山崎ひろみ君  
8番 宮崎正吾君  
9番 花香むつみ君  
10番 鎌形寿一君  
11番 林勝俊君  
13番 宮澤喜久男君  
14番 平山茂君

15番 箕輪誠一君

16番 勝野暢一君

○欠席議員（2名）

7番 土屋進君

12番 高嶋雅弘君

○出席説明員（11名）

町 長 岩田利雄君

副町長 清水正幸君

総務課長 菅谷武男君

まちづくり課長 相馬良男君

健康福祉課長 林敏行君

病院事務長 宇ノ澤康成君

町民課長 池永芳則君

会計管理者 鈴木努君

農業委員会事務局長 金島正好君

教育長 小澤茂君

教育課長 五十嵐秀司君

○出席事務局員（3名）

事務局長 林泰雄

次長 青柳清子

主査 林昌樹

(午前10時30分 開会)

議長（勝野暢一君）

ただいまの出席議員は13人です。

7番 土屋進君から入院治療中のため、また、12番 高嶋雅弘君から通院のため、欠席したい旨、届け出がありました。

ただいまから、平成23年東庄町議会第2回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に先立ち報告します。

地方自治法第121条の規定による本臨時会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、監査委員、北山武彦君から病氣療養のため、また、病院院長、高石佳則君からは診療業務のため、欠席したい旨の届け出がありました。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理しました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、14番 平山茂君、2番 鈴木正昭君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。議会運営委員長の報告は特にございませぬ。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日一日限りに決定しました。

日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第1号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じました。

急を要するため、所要の改正を3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

それでは、承認第1号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分内容について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴いまして、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げられておりました出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化するものでございます。

それでは、改正の詳細につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

第7条の改正は、出産育児一時金を35万円から39万円に引き上げるものでございます。

また、第7条の改正により、附則の経過措置の条文を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（勝野暢一君）

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、

4月1日から施行されることに伴い、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

急を要するため、所要の改正を3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

それでは、承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、国保税の基礎課税額を1万円、後期高齢者支援金等課税額を1万円、介護納付金課税額を2万円、それぞれ限度額を引き上げることにより、中間所得世帯及び低所得世帯の負担を軽減しようとするものでございます。

それでは、改正の詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、参考資料の2ページをお願いいたします。

第2条の改正でございますが、国保税基礎課税額を50万円から51万円、後期高齢者支援金等課税額を13万円から14万円に、介護納付金課税額を10万円から12万円に引き上げるものでございます。

次に、第23条につきましては、第2条の限度額の改正に伴い、それぞれ金額を修正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご承認くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（勝野暢一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(東庄町国民健康保険東庄病院医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例)を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(勝野暢一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、承認第3号、東庄町国民健康保険東庄病院医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

研究資金貸付事業は、県外の医療機関等に勤務する医師に対し、当該医師が東庄病院への転院に伴い実施する地域医療向上のための研究に要する資金を貸し付けることにより、東庄病院の医師確保とあわせて、安定的な医療の供給体制を図ることを目的に実施しているものであります。

本事業は県からの補助を受けまして運用しておりますが、千葉県において当

該補助事業を平成24年度末まで延長することから、これを受けまして条例の一部を改正し、条例の有効期限を2年間延長することとし、平成25年3月31日までとするものでございます。

今回の改正は、本年3月に県より、事業終期を平成24年度末まで延長する旨の通知があり、4月1日から運用することになりました。

急を要するため、所要の改正を3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険東庄病院医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度東庄町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）



議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第4号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件、一般会計補正予算（第1号）の専決処分でございますけれども、3月11日に発生をいたしました東北地方太平洋沖地震の災害復旧のため、早急に予算措置を講ずる必要があり、4月1日付で補正予算を編成させていただきました。議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分とさせていただきましたので、同条第3項の規定により、今回承認を求めるものでございます。

補正の主な内容につきまして、申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,688万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,888万円としております。

この補正では、災害復旧費として、道路等の土木災害復旧費3億818万円、農業用排水路等の農林災害復旧費7,870万円を計上しております。

また財源といたしまして、国庫支出金1億4,340万円、県支出金3,900万円、町債1億3,320万円を充て、当初予算に計上しております財政調整基金への積み立て財源5,000万円を災害対策に振りかえ、さらに同基金から1,700万円を繰り入れることとしております。

以上、提案理由を申し上げましたが、早期に復旧工事に着手するため、専決処分とさせていただきました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、私の方から平成23年度東庄町一般会計補正予算（第1号）につ

いて、内容を説明させていただきます。

歳出予算の補正から申し上げますので、議案書の18ページをお願いします。

町長の提案理由にありましたように、この補正は土木災害及び農林災害にかかる災害復旧費を補正したものです。

まず10款・災害復旧費、1項1目・道路災害復旧費で2億8,356万円、ここでは国庫補助を要望する町道13路線の工事費、町単独事業で実施する100カ所に及ぶ復旧工事費等について、所要の経費を計上しております。

主なものを申し上げますと、13節・委託料で、設計積算委託料700万円、路線測量委託料700万円、廃材等処理委託料100万円を計上しております。

次に、15節・工事費で、国庫補助分として2億円、町単独事業分として6,000万円の合計2億6,000万円を計上しております。

また、復旧方法により用地買収を必要とする場合もあることから、17節・用地費50万円、22節・物件移転補償費100万円を計上しております。なお、国庫補助対象の工事については、3分の2の補助があります。

次に、3目・公園災害復旧費で2,462万円、これは河口堰の町民ひろば駐車場の復旧工事にかかる経費で、主なものとして13節・設計積算委託料220万円、測量委託料100万円、次の19ページになりますが、工事費2,100万円、資材購入費10万円を計上しております。なお、工事費の2分の1の国庫補助を見込んでおります。

次に、2項・農林災害復旧費、2目・農業用施設災害復旧費で7,870万円を計上しております。これは、町で管理する農業用排水路2路線の復旧及び町が実施主体として行う桁沼・菰敷土地改良区等の揚水機場送水管の復旧工事にかかる経費です。

主な内容としては、13節・設計積算委託料840万円、15節・工事費で6,600万円、19節・農業用施設災害復旧事業補助金として365万円、これは東総用水土地改良区及び干潟土地改良区が実施する復旧事業に対する補助金です。

以上、災害復旧にかかる予算計上について申し上げます。なお、各目において、職員の時間外勤務手当として総額554万円を計上させていただきました。

次に、12款・諸支出金、1項1目・基金費で財政調整基金積立金5,000万円を減額し、これを災害復旧費用に充てることとしております。

以上、歳出について申し上げます。

次に、歳入について申し上げます。17ページをお願いします。

14款・国庫支出金の1項4目1節の道路災害復旧費で、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金1億3,340万円、町道13路線の工事費総額の3分の2を国庫負担金負担として見込んでおります。

次に、2項5目1節の公園災害復旧費補助金で、都市災害復旧事業国庫補助金1,000万円、公園駐車場の復旧工事費の2分の1の国庫補助を見込んでおります。

次に、15款・県支出金、2項7目1節の農業用施設災害復旧費補助金で、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金3,900万円、排水路2路線及び土地改良区送水管等の復旧工事費の65%を見込んでおります。

次に、20款・諸収入、5項3目6節で土地改良区災害復旧事業受益者負担金として、428万円を計上しております。これは、町が実施主体となって行う土地改良区の復旧事業について、応分の負担をいただくものです。

次に、21款・町債、1項4目・災害復旧事業債で1億3,320万円を計上しております。内訳として、道路及び公園の復旧工事にかかる起債で、公共土木施設災害復旧事業債1億1,600万円を計上し、このうち、国庫補助分7,660万円、町単独事業分3,940万円を予定しております。

次に、農業用排水路及び土地改良施設の復旧工事にかかる起債で、農業用施設災害復旧事業債1,720万円を計上し、このうち県補助事業分1,330万円、町単独事業分390万円を予定しております。

最後に、事業費の総額に対し不足する分について、財政調整基金から1,700万円を繰り入れることといたしました。

次に、15ページをお願いいたします。

第2表で、この補正により追加した地方債について、限度額等を定めております。

以上で、専決処分による一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださるよう、お願いいたします。

議長（勝野暢一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

これから、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度東庄町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第7、議案第22号、平成23年度東庄町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（勝野暢一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第22号、東庄町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案件は、補正予算（第1号）に続く災害対策の補正予算でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,136万4,000円を追加

いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,024万4,000円とするものでございます。

このたびの東北地方太平洋沖地震により、本町では道路や農業用施設など大きな被害がありました。その一方で、多くの町民の皆様も被災をされております。町全体の3分の1を上回る世帯において、かわらの崩壊や壁の亀裂といった建物の被害をこうむっているわけでございます。

今回の補正では、一定の要件のもとに住宅被害のあった世帯に対し、災害見舞金を支給したく、災害救助費に5,850万7,000円を計上しております。また、崩落したかわらや取り壊した建物の廃材など、この災害により発生した災害廃棄物の処分にかかる経費について、じん芥処理費1,285万7,000円を計上しております。

なお、この処分に要する経費につきましては、国から2分の1の補助があります。また、今回の補正の財源として6,500万円を財政調整基金から繰り入れることといたしております。

以上、提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、私の方から平成23年度東庄町一般会計補正予算（第2号）について、内容を説明させていただきます。

歳出予算の補正から申し上げますので、議案書の27ページをお願いします。

町長の提案理由にありましたように、今回の補正は災害見舞金にかかる経費及び災害廃材の処分にかかる経費を補正するものです。

まず、3款・民生費、4項1目・災害救助費で5,850万7,000円、20節・扶助費において、災害見舞金5,785万円を計上しております。全壊10万円、大規模半壊8万円、半壊5万円、一部損壊3万円とし、おおむね1,900件を想定しております。また、支給事務にかかる経費として、職員の時間外勤務手当、複写機の借上料、使用料等を計上しております。

次に、4款・衛生費、2項1目・じん芥処理費で、災害廃棄物処分委託料1,272万9,000円、被災住宅の廃棄物処分委託料です。なお、国庫補助金として2分の1の補助があります。

次に、災害廃棄物処理費助成金として12万8,000円を計上しております。これは、香取広域での廃棄物受け入れが一時的にできなかった期間に、被災された方が独自で処分業者に依頼したケースがあり、この処分費用を助成するものであります。

以上、歳出について申し上げます。

続きまして、歳入について申し上げます。26ページをお願いします。

14款・国庫支出金の2項2目の衛生費国庫補助金で、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金636万4,000円、歳出で申し上げますとおり、災害廃棄物処分費に対する国の補助です。

次に、18款2項2目・財政調整基金繰入金で6,500万円を計上しております。これにより、財政調整基金からの繰り入れは、補正予算（第1号）での繰り入れと合わせまして8,200万円となります。

以上で、一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるよう、お願いいたします。

議長（勝野暢一君）

これから質疑を行います。

6番。

6番（山崎ひろみ君）

廃棄物処理の件なんです、金額的問題なんですけれども、今回一般家庭で屋根がわらとかの廃材が出た場合に、香取、うちの一部事務組合の方に持っていった場合、個々でやった場合は無料で受け入れてもらいたいんですが、そういうときに罹災証明とか、そういうものは必要だったでしょうか。それは、いつまでの期間、大丈夫なのか。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

かわら等の廃棄物につきましては、個人あるいは個人が業者の方へ依頼され

て持っていく場合に、搬入申込書というものを町の方で発行いたしまして、それを組合の方へ提示して、提出をして持っていくということで、処理費につきましては全額町で負担ということで、ただ組合までの運搬費につきましては、個々で負担をいただくというようなことで処理をしております。

それと、搬入の期限といたしますか、現在のところ、一応香取市さん、それから組合等と協議をいたしまして、9月末までをとりあえず第一段階として設定をしております。ただ、香取市さんの方が被害が大分、取り壊しの家屋が、これが大分多いというようなことを伺っておりますので、またこれが延びる可能性もあるかと思えます。

また、そのときにつきましては、広報等で再度、周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（勝野暢一君）

6番。

6番（山崎ひろみ君）

わかりました。これは広報とかで、皆さんに周知してあったということによるいんですよね、今までにあった分に関しては。ちょっと自分で記憶がなかったもので、その前に、やっぱり平日の役場のあいているときにもらいに来なければ、搬入届を出していただけなかったんですよね。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

この搬入関係の内容等につきましては、4月の20日過ぎに行政協力員さんを通して、回覧という形をとらせていただいております。また、搬入証明の発行につきましては、休日、あるいは祝日等につきましては、日直の方に依頼をして、休日でも発行できるような状況にしております。

なお、4月までは祝日の搬入も可能でしたが、5月以降につきましては、日曜・祭日につきましては搬入の受け入れはしないということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（勝野暢一君）

6番。

6番（山崎ひろみ君）

わかりました。ちょっと一部、町民の方でわからない方がいたので、お聞きしたものでわかりました。

議長（勝野暢一君）

5番。

5番（多田和弘君）

一つだけ、質問させていただきます。

職員の方々、大変なご苦労だったと思います。超過勤務手当ですね、災害復旧で550万計上してありましたが、今回のこれで災害見舞金事業に伴うものとして、今度時間外超過勤務手当41万2,000円というふうにありますけれども、これは具体的には何人の職員で、どのような仕事を、すなわち時間外として考えられているのでしょうか。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

時間外の職員については総務課の職員ということで、現在予定の中で6月1日からこの受付事務を始めるという形を予定しております。そういう中で、受付をどの程度、当初入ってくるか予測がつかない状況ですけれども、この見込む作業関係については、通常の勤務外でやっていかなければ対応がとれないという状況があります。

というのは、住家被害の調査については、先ほど液状化関係については、また指針等変わってきておまして、再度また住宅被害調査をするとか、いろんな被害調査関係は、住宅関係は総務課の職員関係でやっておりますので、なかなか通常の事務の中ではできませんので、時間外対応に振り込む事務がなってくるということで、鋭意、時間外勤務手当を計上しております。

よろしく申し上げます。

議長（勝野暢一君）

5番。



5 番（多田和弘君）

わかりました。

議長（勝野暢一君）

1 4 番。

1 4 番（平山 茂君）

1 点だけ要望をさせていただきたいんですが、先ほど町民課長からの山崎議員の答弁の中で、震災に遭った後の屋根がわらの処理と、あと廃材の処理、私、今ここに申請書を持っているんですけども、今先ほど町民課長は9月、当然期間を決めなきゃならないと思うんですけども、9月ごろを想定しているというふうに言いました。

私、総合事務組合とか、職員に聞きますと、「期間はまだ未定です」というように聞いておるんですが、実態をよく見てみると、私自身の家もかわらをちょっとやられたんですが、いつやれるかわからない。200万円ぐらいだと。1年先、2年先という話も聞いております。

こういったものについては、いつまでやってもしょうがない話なので、当然期間限定というのは、設定するのは必要だとは思いますが、もしそれを過ぎててもどうしても住民の方々に、順番待ちで設定された日程以外になってしまうと、そういうときはぜひ配慮、そしてまたよく声を聞いてやって、配慮していただきたいなというふうに思います。

その1点だけ、要望させていただきたいなというふうに。

以上です。

議長（勝野暢一君）

要望なので、答えはよろしいですか。

1 4 番（平山 茂君）

結構です。

議長（勝野暢一君）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第22号、平成23年度東庄町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (勝野暢一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり町長よりごあいさつをお願いします。

岩田町長。

町長 (岩田利雄君)

東庄町議会第2回臨時会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本臨時会におきましては、承認4件、議案1件を提案させていただきました。議員各位には、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり承認・可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

本臨時会の主な議案は、先の東北地方太平洋沖地震の災害対応に関するものでありますが、3月11日の地震発生時には、町内の各区長さんに各地区の被害状況及びひとり住まいの老人、安否確認をお願いしたところでございます。詳細かつ丁寧な報告をいただきました。そしてまた、多くの町民の皆様方にもご支援とご協力をいただき、安否確認等、そしてまた地域の災害等の報告をいただきました。

議員各位にも、各方面からご支援とご協力をいただいたわけでありまして、この場をおかりして、厚く御礼を申し上げます。

顧みますと、私は阪神・淡路大震災に起きた、まさにその月に町長に就任をさせていただきました。今回の災害に際し、地震に強い、そして安心・安全の

まちづくりの思いは、行政の執行部たることへの決意を決めて取り組んだ次第でありまして、今回はまさに再認識をした次第でございます。

特に、防災に対する思いは非常に強くありました。防災訓練はもとより、他市町に先駆けて、公共施設の耐震の工事に取り組んできたわけでございます。今回の震災につきましては、幸いにして人命が失われるような災害はなかったわけでありまして、住家の屋根被害が多く発生をいたしました。被災された方々のご心労等、経済的な負担を考えますと、心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

この震災を再スタートとしての契機としてとらえ、それぞれの立場でのご活躍、そしてまた議員の皆様方のご支援とご協力をいただきたいと存じます。

この復興が一日も早く多くの方々の手によって、そしてまた安心・安全を取り戻して、安定した生活が送れるように頑張っている所存でございます。

議員各位の絶大なるご支援とご協力の方を、あわせてこの場をおかりしまして、お願いを申し上げる次第でございます。

季節の変わり目でございます。体調を崩しやすい時期でもございます。議員各位におかれましては、健康に留意をされ、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（勝野暢一君）

私からも一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの臨時会におきましては、条例の一部を改正する条例ということで3件、それとあと専決処分に関してと、それから補正予算ということで審議していただきました。

今回の主な審議に関しましては、ただいま町長も申されましたけれども、このたびの東日本大震災における被害に関して、さまざまな対応に関しての手当の審議を皆様をお願いする議案でございました。

議員の皆さん方の中にも被災された方もおられます。また、行政職員皆様方の中にも自分たちが被災されている方々も、その当時に当たっては、町、町民皆さんのために一生懸命頑張っていたいただいたということ、本当にご苦勞をかけたと思います。

それから、よく「天災・人災は忘れたころにやってくる」といいますが、  
も、このような大きな災害があれば、もう絶対に忘れられないだろうなど。

そういったことの中で、いろいろこれからも議会の仕事の立場として努力し  
ていかなければいけないのかなど。その対応を町とあわせて、一緒になってい  
い町のための災害対策、防災に関してもいろいろ頑張っていきたいなど、そう  
思っています。

以上で、私からのあいさつを終わらせていただきます。

これをもちまして、平成23年東庄町議会第2回臨時会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午前11時19分 閉会)